

平成 3 0 年 6 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 3 0 年 6 月 1 5 日)

生 活 環 境 部

請願、陳情 受理番号	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況																																																							
30年-08	生活環境	地方消費者行政に対する財政 支援（交付金等）の継続・拡 充を求める意見書採択につい て 鳥取県生活協同組合連合会	【現状】 ○地方消費者行政に対する国のH30年度予算は、「地方消費者行政強化交付金」として都道府県等に交付され、推進事業と強化事業に区分されている。 <table><tr><th>区 分</th><th>概 要</th><th>事業実施期間</th></tr><tr><td>推進事業 (交付率 10/10)</td><td>消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題 解決力の高い地域社会作り等による消費者行政 推進に向けた地方公共団体の取組が対象。</td><td>原則7年間継続 が可能。（ただ し、H29年度ま でに新規で開始 した事業に限る。）</td></tr><tr><td>強化事業 (交付率 1/2) ※国の制度改正 によるH30年度か らの新事業</td><td>国として取り組むべき重要な消費者政策推進 のための、地方公共団体による積極的な取組が 対象。 (従前の国が提案する政策テーマに対応した 地方公共団体の先駆的な取組を対象とする事 業(先駆的事业:交付率 10/10)は廃止された。)</td><td>単年度</td></tr></table> ＜当該交付金に係る国予算額＞(単位: 百万円) <table><tr><th rowspan="2">年 度</th><th colspan="3">予算額</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>当 初</th><th>補 正</th><th>合 計</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>2,880</td><td>-</td><td>2,880</td><td>地方消費者行政強化交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>3,480</td><td>1,200</td><td>4,680</td><td>地方消費者行政推進交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>3,480</td><td>2,000</td><td>5,480</td><td>同上</td></tr></table> ※ 被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象 【県の取組状況】 ○本県においては、国の制度改正を受け事業精査を行い、以下のとおり取り組んでいる。 ＜予算額＞(単位: 千円) <table><tr><th rowspan="2">年 度</th><th colspan="3">予算額</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>当 初</th><th>補 正※</th><th>計</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>72,395</td><td>-</td><td>72,395</td><td>繰越: 15,000 合計: 87,395</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>106,326</td><td>1,939</td><td>108,265</td><td>繰越: 21,062 合計: 129,327</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>107,214</td><td>-</td><td>107,214</td><td>繰越: 19,821 合計: 127,035</td></tr></table> ※補正予算額は、国補正に伴う増額補正額（次年度繰越額）を除く。	区 分	概 要	事業実施期間	推進事業 (交付率 10/10)	消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題 解決力の高い地域社会作り等による消費者行政 推進に向けた地方公共団体の取組が対象。	原則7年間継続 が可能。（ただ し、H29年度ま でに新規で開始 した事業に限る。）	強化事業 (交付率 1/2) ※国の制度改正 によるH30年度か らの新事業	国として取り組むべき重要な消費者政策推進 のための、地方公共団体による積極的な取組が 対象。 (従前の国が提案する政策テーマに対応した 地方公共団体の先駆的な取組を対象とする事 業(先駆的事业:交付率 10/10)は廃止された。)	単年度	年 度	予算額			備 考	当 初	補 正	合 計	平成30年度	2,880	-	2,880	地方消費者行政強化交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む	平成29年度	3,480	1,200	4,680	地方消費者行政推進交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む	平成28年度	3,480	2,000	5,480	同上	年 度	予算額			備 考	当 初	補 正※	計	平成30年度	72,395	-	72,395	繰越: 15,000 合計: 87,395	平成29年度	106,326	1,939	108,265	繰越: 21,062 合計: 129,327	平成28年度	107,214	-	107,214	繰越: 19,821 合計: 127,035
区 分	概 要	事業実施期間																																																								
推進事業 (交付率 10/10)	消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題 解決力の高い地域社会作り等による消費者行政 推進に向けた地方公共団体の取組が対象。	原則7年間継続 が可能。（ただ し、H29年度ま でに新規で開始 した事業に限る。）																																																								
強化事業 (交付率 1/2) ※国の制度改正 によるH30年度か らの新事業	国として取り組むべき重要な消費者政策推進 のための、地方公共団体による積極的な取組が 対象。 (従前の国が提案する政策テーマに対応した 地方公共団体の先駆的な取組を対象とする事 業(先駆的事业:交付率 10/10)は廃止された。)	単年度																																																								
年 度	予算額			備 考																																																						
	当 初	補 正	合 計																																																							
平成30年度	2,880	-	2,880	地方消費者行政強化交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む																																																						
平成29年度	3,480	1,200	4,680	地方消費者行政推進交付金 当初に復興特会(480百万円※)含む																																																						
平成28年度	3,480	2,000	5,480	同上																																																						
年 度	予算額			備 考																																																						
	当 初	補 正※	計																																																							
平成30年度	72,395	-	72,395	繰越: 15,000 合計: 87,395																																																						
平成29年度	106,326	1,939	108,265	繰越: 21,062 合計: 129,327																																																						
平成28年度	107,214	-	107,214	繰越: 19,821 合計: 127,035																																																						

			<推進事業：交付率 10/10> (県事業) 地域ネットワーク化事業、消費者団体活性化交付金、 とっとり消費者大学公開講座、消費者教育推進計画策定 等 (市町村事業) 普及啓発事業、消費生活相談員等研修参加費、相談業務委託 等 <強化事業：交付率 1/2> (県事業) 特殊詐欺被害防止普及啓発事業、思いやり消費(エシカル消費)普及事業、 特殊詐欺被害防止水際阻止強化対策事業(県警で実施) (市町村事業：境港市のみ) 消費生活相談員等レベルアップ事業 [参考：全国の消費者安全確保地域協議会設置状況] 消費者安全確保地域協議会の設置については、国において、人口5万人以上の全市町村に設置するよう働きかけを行っている(県内においては、未設置)。 <消費者安全確保地域協議会 設置自治体数(H30.4月末現在)> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>総自治体数</th><th>設置自治体数</th></tr></thead><tbody><tr><td>都道府県</td><td>47</td><td>8</td></tr><tr><td>市町村(5万人以上)</td><td>550</td><td>57</td></tr><tr><td>"(5万人未満)</td><td>1,191</td><td>37</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,788</td><td>102</td></tr></tbody></table> ※「消費者安全確保地域協議会」について 改正消費者安全法(平成26年)第11条の3により、高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るため、「消費者安全確保地域協議会」を設置することができることとされた。 「消費者安全確保地域協議会」を組織する意義 ① 協議会の構成員として、地域の関係機関のほかに「消費生活協力団体または消費生活協力員」を加えることができること。 ② 協議会の構成員との間で個人情報の共有ができること。	区分	総自治体数	設置自治体数	都道府県	47	8	市町村(5万人以上)	550	57	"(5万人未満)	1,191	37	合計	1,788	102
区分	総自治体数	設置自治体数																
都道府県	47	8																
市町村(5万人以上)	550	57																
"(5万人未満)	1,191	37																
合計	1,788	102																